

## 子どもに関する総合計画の検討状況について

区は、子どもに関する総合計画の策定に向けて検討を進めているところであるが、現在の検討状況について、以下のとおり報告する。

### 1 基本理念

未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち

### 2 計画を推進するための視点

- (1) 子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、子どもの最善の利益を考慮する
- (2) 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する
- (3) 子ども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する
- (4) 家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体で子ども・若者の成長を支える
- (5) 子ども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する

### 3 基本理念を実現するための「目標」と「取組の方向性」

基本理念を実現するために、5つの「目標」を掲げるとともに、各目標に向けた取組の内容を「取組の方向性」として区分する。

#### 目標Ⅰ 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する

- (1) 子どもの権利に関する理解促進  
○子どもの権利の普及啓発、子どもの権利に関する学習機会の充実など
- (2) 子どもの意見の表明・参加の促進  
○子どもの意見表明・参加の仕組みづくり、機会の確保など
- (3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援  
○安心して過ごせる居場所づくり、学習機会や遊び・体験の機会の充実など
- (4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済  
○虐待の未然防止、養育支援体制の整備、いじめ・不登校等困難に直面する子どもへの支援など

#### 目標Ⅱ 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する

- (1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援  
○妊娠、出産、子育てトータル支援の実施、子育て支援サービスの充実など

- (2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援
  - 生活困窮家庭への支援、ひとり親家庭への支援など
- (3) 子どもの発達・成長に応じた支援
  - 発達に課題や障害がある子どもへの支援、特別支援教育の充実など

#### 目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

- (1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備
  - 教育・保育施設、学童クラブの整備など
- (2) 質の高い教育・保育サービスの提供
  - 就学前の教育・保育の質の向上、多様な教育・保育サービスの充実など

#### 目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する

- (1) すべての若者のすこやかな育成支援
  - 若者の活動、社会参画の機会や居場所の充実など
- (2) 若者の課題解決に向けた支援
  - 若者に関する相談支援体制の整備、困難や生きづらさに直面する若者に対する支援など

#### 目標Ⅴ 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する

- (1) 地域における子育て支援活動の推進
  - 子育て関連団体への支援、子育て支援ネットワークの強化など
- (2) 子育て世帯が住み続けたいくなる環境の整備
  - 子育てしやすいまちづくり、子どもの安心・安全の確保など

### 4 成果指標の考え方

上記3で示した「取組の方向性」に対し、計画の進捗度を測るための成果指標を設定する。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和4年	10月	計画（骨子）の決定 子ども・子育て支援事業計画（第2期）令和3年度事業実績の取りまとめ
	12月	計画（素案）の決定 意見交換会の実施
令和5年	1月	計画（案）の決定 パブリック・コメント手続の実施
	3月	計画策定